

山口地方裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成22年1月18日(月)午後2時00分から
- 2 場所 山口地方裁判所大会議室
- 3 出席者

(1) 委員(敬称略)

山口地方裁判所委員会委員

上野省一(山口市自治振興部長)

内山新吾(弁護士)

金子芳文(山口県消費生活センター所長)

熊谷 茂(山口県商工会連合会総務部長)

武田康孝(山口地方検察庁次席検事)

鍋山祥子(山口大学経済学部准教授)

林 道春(山口地方裁判所長)

向野 剛(山口地方裁判所判事)

村重理是(山口放送株式会社テレビ局次長兼テレビ編成部長)

森重知之(弁護士)

吉村眞理(山口県立大学看護栄養学部准教授)

(2) オブザーバー

民事首席書記官, 刑事首席書記官, 山口簡裁庶務課長, 地裁主任書記官

(3) 事務担当者

事務局長, 総務課長, 同課長補佐, 庶務係長

4 議事の概要

(1) あいさつ(山口地方裁判所長)

(2) 自己紹介(内山委員, 熊谷委員, 村重委員, 吉村委員)

(3) 議題「市民に利用しやすい裁判所とするための課題と方策」

- ア DVD「簡易裁判所民事手続案内」視聴
- イ 簡易裁判所の民事手続について（山口簡裁庶務課長による基調説明）
- ウ 労働審判制度について（地裁主任書記官による基調説明）
- エ 配偶者暴力に関する保護命令制度について（地裁主任書記官による基調説明）
- オ 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

- (4) 次回の意見交換のテーマについて

「裁判員制度について」をテーマに意見交換を行うことになった。

- (5) 次回開催日の決定

平成22年7月20日（火）午後2時

(別紙 1)

「市民に利用しやすい裁判所とするための課題と方策」意見交換要旨

(発言者： 学識経験者委員， 弁護士委員， 検察官委員， 裁判官委員)

簡易裁判所の民事手続について，申立てをするには，直接，裁判所に足を運ばないとできないのか。

(事務局)

裁判所のホームページに掲載された申立書の書式を利用して申立書を作成し，郵送する方法で申立てをすることが可能である。実際，支払督促では，債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に申立てを行う必要があるところ，ホームページに掲載されている書式を利用して，申立書を郵送してくる例も多く見受けられる。

簡易裁判所の民事手続は各種あるが，どの手続を選択したらよいか迷ったときには，裁判所の窓口でアドバイスしてもらえるのか。

(事務局)

裁判所は公正中立という立場上，アドバイスを行うことはできないので，最終的には申立てをする方にどの手続を選択するか決めてもらうことになるが，裁判所に来られた方の話を丁寧に聞いて，例えば，当事者間で話し合いの余地があるような場合には調停手続を教示するなど，できる範囲で工夫している。

市役所にも，消費者相談や，DV（ドメスティックバイオレンス）などの福祉に関する相談で多くの住民が来所するほか，職員が別の相談を受ける中で，相談者が被害者ではないかと感じることもある。その場合には本人の同意を得た上で，他の関係部署に引き継ぐようにしているが，無料法律相談や法テラス，県などとも連携していく必要があると考えている。また，市役所の職員を派遣した先で，問題を抱えている人であることが判明するときもあるが，そういった場合は，対応する職員の総合力が求められるので，市役所では，客観例について事例研究を行っているところである。

簡易裁判所に限らないが、相談者から、民事訴訟での「原告」、「被告」という呼称に抵抗があり、何とかならないかと言われることがある。特に「被告」と呼ばれることは、刑事事件における「被告人」をイメージするので抵抗があるのだと思う。

私自身も「被告」と呼ばれること自体、悪いイメージがあると思う。確かに刑事事件では「被告人」なのだろうが、報道ではしばしば「被告」と使われており、混同してしまっているところがあると思うので、正しい語句を使うように徹底する必要があるのではないか。もしかしたら「被告」とするのが放送用語として定着していて変更することは難しいのかもしれないが、その場合は何か別の言葉で言い換えるべきではないだろうか。

刑事事件の報道では意識せずに「被告」と使っていると思うが、逆に民事事件の報道では「被告」という言葉を使用することは少ないように思う。

報道機関には、ぜひ配慮をお願いしたい。なお、「被告」という言葉のイメージの問題はあるが、民事訴訟法では「被告」と定められており、直ちに変更できる問題ではないので、御意見として伺っておく。

消費者生活センターには、年間約6700件もの相談があり、その中には、多重債務者からの相談や、少額訴訟になるような相談もある。今日、説明を受けたが、私を含め、一般の人は裁判所の手続の内容を知らないと思う。「市民に利用しやすい裁判所」として開かれた裁判所を目指すのであれば、手続の紹介など、積極的に広報すべきではないか。

消費者生活センターでは、何か相談者の需要を掘り起こす方策を考えているのか。

チラシなどでPRしているが、なかなか周知されているとは言えない状況である。国民生活白書でも消費者生活センターの認知度は約6割ということであり、更なる周知のためPRしていく必要があると痛感しているところである。

今回、紹介いただいた裁判所の手続を説明したリーフレットは、裁判所以外に

は備え置いてないのか。

(事務局)

リーフレットは自治体，弁護士会，法テラス等に送付し，備え置きを依頼している。なお，裁判所のホームページからリーフレットをダウンロードすることも可能である。

今回説明いただいた労働関係や，DVについては，検察庁でも刑事事件として扱っているが，例えば，労働関係では罰金を科すより，労働者に賃金を支払った方がよいなど，必ずしも，刑事事件で処理することが適当ではない事例もあると思うので，刑事事件となる前に裁判所の手続が活用されるべきではないかと感じる。そのためには，労働基準監督署や地域の警察官に対する制度周知が必要である。特に警察官にとっては，事件を立件し，検察庁へ送致することが一つの仕事であろうが，それが必ずしも適切な解決とは限らない場合がある。また，山口県は，いわゆる農村社会であり，近所の手前，DVなど家庭内の問題は相談しにくく，根深い問題となるが，刑事事件に発展する前に，早い段階で裁判所において適切な解決を図る方がよいのではないか。

労働関係については，個人が裁判所に直接相談するよりは，まず労働組合に相談することが多いと思われるが，実際はどうなっているのだろうか。また，相談を受け付ける機関に，裁判所の手続を紹介したリーフレットを置く配慮も必要ではないか。

私が受任した件で言うと，労働組合を経由していることもあるが，労働組合のない会社もたくさんあり，通常法律相談による場合も多いように感じている。確かに，労働組合から，直接労働審判の申立てをすることはできないかという相談もあったが，先ほど裁判所の説明にもあったように，弁護士代理が原則であることから，労働組合では側面からの援護を行っているのが現状である。

20年くらい前の話になるが，私が記者時代に，資料映像とするため裁判所の法廷撮影を求めたが撮影を認めてもらえなかったということがあった。裁判所は，

どこまで「市民に利用しやすい裁判所」を目指しているのか、その本気度を知りたいと考えている。裁判所は費用対効果になじまないところであると思うが、説明していただいた労働審判事件の申立状況からすると、申立件数が少ないように思われるので、労働審判の需要や、周知の観点から、仮に事業仕分けを実施した場合、この制度はどう判断されるのかという懸念がある。申立てが少ないのは、需要がないからか、制度の周知が足りないのか分からないが、リーフレットを自治体等に備え置くだけではPRが足りないのではなかろうか。例えば、裁判員制度が施行された5月21日などの節目の日に、リーフレットを駅前で配るなどのPR活動を行い、それをマスコミにニュースとして取り上げてもらったらどうだろうか。

労働審判事件は、全国的には申立件数が増加している。先日、労働審判員候補者の方と話す機会があったが、そのときの話では、潜在的な需要はあるとお聞きしている。労働審判手続を知らないために、申立てが増加していない面もあると思われるので、何か効果的な周知方法を考えたいところである。なお、制度のPR等を企画する際は、マスコミにニュース等で取り上げていただけたらと思っている。

労働関係の事件について、これまでは仮処分や通常訴訟での解決を図ってきたが、労働審判制度によって迅速な解決が可能となったので、当事者の生活面を考えても、労働審判は良い制度であると思う。それにも関わらず利用が増えないのは、山口地裁では本庁にしか申立てができないというのがかなり影響していると思う。各支部でもできるとなると、かなりの需要があるのではないだろうか。

労働審判制度の周知は、不十分と感じる。また、労働審判事件を本庁でしか扱っていないことについて、相談者に岩国から本庁のある山口まで申立てに行けとは言えないし、私自身も本庁まで行くことに躊躇を覚える。そのため、労働関係の事件についても、仮処分や通常訴訟として所在地の裁判所に提訴しているのが現状である。先般、東京地裁立川支部や福岡地裁小倉支部でも労働審判事件を取

り扱うことになったということだが、山口地裁でも支部で取り扱うようにしなければ申立件数は増加しないと思われる。

D Vの被害者を収容するシェルターが不足していることについては、予算の関係もあると思うが、裁判所からも関係機関に対し、シェルターを充実させるよう働きかけが必要ではなからうか。

いきなり裁判所に来て相談する人というのは、実は余り多くないのではないかと考えている。私が相談するとしたら、裁判所に行くことは思いつかないので、消費者窓口や無料法律相談の困りごと相談を利用すると思う。一般の人からすると、裁判所というのは、マスコミで報道されている刑事事件のイメージだと思うので、裁判所そのものをPRする必要があると思う。パンフレットだけではなく、一次的な相談機関で、分かりやすく裁判所の手続を説明してもらえれば、裁判所に行ってみようという気になるのではないかと思う。住民の身近な相談先を裁判所へのつなぎの場として利用することを考えたらよいのではないか。また、最近、東京の弁護士事務所が過払金返還の無料法律相談をテレビや新聞で広告しているが、無料なら相談してみようかという気にさせられる。裁判所が同じようにPRするわけにはいかないと思うが、マスコミによるPRは必要ではないだろうか。私は保健課で検診を行っている関係で、受診率を上げるために日々PR努力を行っているが、余り効果は見られないのが正直なところである。しかし、有名人が結核になったとか、乳癌になったとかということが報道されるといきなり受診率が増加する。このようにマスコミの力は大きいと常日頃感じているところで、需要の掘り起こしのためには、マスコミとの連携が必要ではないかと思う。

裁判所は、紛争解決機関であるが、アクセスするための一次的な「窓口」という視点が欠けているということはそのとおりだと思う。また、裁判所を訪れる前に、他の機関に相談するということが多いのもそのとおりだと思うし、裁判所の手続を説明したリーフレットも裁判所に来ないと読むことができないというのは、裁判所を利用したいと思う人がアクセスしやすくなるようにという意識が裁判所

側に足りない。山口地裁では受付相談センターがあるので、そこで対応できていると思うが、いずれにしても適切な情報について、法テラス等との連携や協力を検討することが必要になるとと思われる。